

4月1日から「こども誰でも通園制度」がはじまります

「こども誰でも通園制度」は、保護者の就労要件を問わず、保育所等に通っていないお子様が時間単位で保育所等を利用できる制度です。

同世代のこどもと遊ぶ機会がほしい、こどもが家族以外の人と関わる機会がほしい、保育士からこどもの年齢に合った育児を学びたい、といった思いを持つ子育て家庭を支援し、こどもの育ちを応援する制度です。

■対象 0歳6ヶ月から3歳の誕生日の前々日までの、保育所等に通っていないこども

■利用料 こども1人につき1時間当たり300円程度

■利用時間 こども1人当たり月10時間まで

実施施設や利用方法等の詳細については、今後市ホームページや広報こまつしま4月号でお知らせします。

4月1日から「病児保育事業」がはじまります

お子様が病気中や病気の回復期にあって、かつ保護者が就労しているなどの理由により家庭で保育ができないときに、お子様を一時的に預かる事業です。

本市はふじの小児科クリニック(坂野町字平田18番地の2 ☎38・6012)に業務を委託し、令和8年4月より事業を開始します。

■利用料 1,800円(1人当たりの日額) ※昼食代は含みません ■受入定員 3人

■利用できる日時 月～金曜日 午前8時30分から午後6時まで

土曜日 午前8時30分から午後5時まで ※日曜日・祝日・休診日・年末年始は除きます。

●空き状況の確認・予約は、前日または当日、電話などで実施施設へ直接お問い合わせください。

●本市は、徳島市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、上勝町の間で広域利用に関する協定を締結しており、本市以外の事業対象施設もご利用いただけます。事業対象施設については、市ホームページ「病児保育事業」をご覧ください。

☎市こども保育課 ☎32・3818/FAX32・3738

✉hoiku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

物価高対応子育て応援手当の申請を受け付けています

市では、令和7年9月30日時点において18歳以下の児童(平成19年4月2日以降の生まれ)を養育している世帯に、令和8年2月より児童1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を給付しています。市から令和7年9月分の「児童手当」を支給済みの世帯、令和7年12月末までに本市に児童手当の受給申請を完了している世帯には、すでに「物価高対応子育て応援手当」を2月下旬に児童手当指定口座に振り込んでいます。

給付金の申請が完了していない下表の対象世帯の方は、期限までに申請ください。

■対象世帯と申請期限

対象世帯	申請期限
小松島市から児童手当の支給を受けていない 公務員世帯	3月31日(火)
令和7年10月以降に生まれた新生児 (令和8年3月31日までの出生)がいる世帯	4月30日(木)
令和7年10月1日以降に離婚や離婚協議等で 養育者が変更となった世帯	4月30日(木)

対象世帯に該当する場合は、市ホームページを参照のうえ、子育て応援課へ申請期限までに申請してください。給付金の支給日は、支給決定後に送付される支給決定通知書をご確認ください。

ご不明な点がございましたら、子育て応援課へお問い合わせください。

市ホームページ



☎市子育て応援課(市役所1階⑩番窓口) ☎32・2114/FAX 32・3738

✉kosodate@city.komatsushima.i-tokushima.jp